

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和6年9月30日付・保医発0930第9号・令和6年10月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

## ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性	102点	区分番号「D013」 肝炎ウイルス関連検査 (免疫学的検査)

## D013 肝炎ウイルス関連検査

(1)～(9) (略)

(10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、102点  
で算定する。

●弊社受託準備中

## ◎保険適用の測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
抗ミュラー管ホルモン(AMH)	597点	区分番号「D008」 内分泌学的検査 (生化学的検査Ⅱ)

## D008 内分泌学的検査

(1)～(27) (略)

(28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン(AMH)は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の  
評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、  
ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。

(29) (略)

※下線の測定方法が追加されました。

●CLIA法については弊社受託未定

弊社受託項目

CLEIA法:依頼コードNo.02630 AMH(抗ミュラー管ホルモン)

ECLIA法:依頼コードNo.13182 AMH/ECLIA(抗ミュラー管ホルモン)

をご利用ください。